各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長 (公印省略)

令和元年10月旅費支給額及び非常勤職員の実績報告等について(通知)

日頃から給与等の適正な支給について、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 標記の件につきまして、下記のとおり事務処理をお願いいたします。

記

1 書類提出先について

教職員課 県費事務担当 あて

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階

- 2 旅費に係る事務処理について
- (1)旅費請求書(令和元年9月分)の提出について
  - ア 提出期限:令和元年10月18日(金)
  - イ 留意事項
  - (ア)旅費請求書を提出する際は、<u>職員番号順に並べ、左上1か所をホチキス止めの上</u>、御 提出ください。
  - (イ)<u>生徒引率など、教職員課による事前審査を行ったものについては、旅行内訳書の下方</u> 余白に赤字で「旅費審査済」と記入していただくようお願いいたします。
- (2) 旅費支給額(令和元年9月分)の報告について
  - ア 支給額報告期間:令和元年10月18日(金)から令和元年10月31日(木)まで
  - イ 報告可能時間:午前8時45分から午後5時まで
  - ウ 支給内訳表配信日:令和元年11月18日(月)
- (3)誤りの多い事項について
  - 8月分の旅費において下記の誤りが多かったので、特に御注意いただくようお願いいたします。

また、旅費請求書の提出があった直後に、訂正依頼の連絡が多くありました。提出する際には、再度内容を確認していただくようお願いいたします。

- ア 旅費請求書について
- (ア)計算に誤りがあり、当該日の旅費は修正してあるが、合計額にその修正が反映されて いない。
- (イ)旅費請求書の横計・縦計、旅費集計表の金額が誤っている。
- (ウ)1日2回以上旅行雑費が支給される旅行をした際に、2回以上の旅行雑費を支給している。

- (エ)「備考」欄の県外・引率旅費のチェックが漏れている。
- (オ)請求印、旅行命令権者認印の押印が漏れている。
- イ 旅費システムの入力
  - (ア)誤って別の職員に入力している。
  - (イ)旅費の計算に誤りがあり、旅費請求書は修正してあるが、旅費システムの金額を修正 していない。
  - (ウ) 遡及する際に、「遡及金額」欄に入力せずに、当月分の旅費と合算し、「支給金額」 欄に入力している。

なお、遡及する場合は、旅費請求書集計表についても「遡及金額」欄に記入してください。

- 3 非常勤講師実績の報告について
- (1)報告内容: 非常勤講師に係る10月分勤務実績登録(小中学校県費事務システム)()
- (2)報告可能期間:令和元年10月25日(金)から令和元年11月6日(水)まで
- (3)報告可能時間:午前8時45分から午後5時まで 勤務実績がない場合も「勤務実績登録」画面で『更新』を行ってください。
- (4)支払明細書配信日:令和元年11月18日(月)
- 4 スクールカウンセラー等に係る勤務実績関係書類の提出について
- (1)対象

スクールカウンセラー及び障害者非常勤職員・就業補助員(令和元年10月分)

- (2)提出書類
  - 勤務状況報告書()
  - · 費用弁償計算書
  - · 旅費請求書

勤務実績がない場合も必ず御提出ください。

(3)提出期限及び提出方法

ア 提出期限:令和元年11月6日(水)【必着】

イ 提出方法:郵送又は持参

勤務状況報告書の右上に学校名・学校コードの電算用ゴム印を押印してください。 スクールカウンセラーに係る書類は直接教職員課県費事務担当へ提出してください。 障害者非常勤職員・就業補助員に係る書類は市町村教育委員会経由で提出してください。

原本の提出が間に合わない場合は、先にFAXで送信してください。FAX送信後、必ず原本を県費事務担当へ提出してください。

(4)報酬等支払明細書の電子配信について

配信日:令和元年11月18日(月)

(5)運賃改定後の費用弁償計算書について

県費事務担当で作成し、10月中に別途、送付しますので、10月実績分からはそちらを 使用してください。

> 担 当: 県費事務担当 電 話: 048-825-0010 FAX: 048-825-0013

E-mail: a6660-07@pref.saitama.lg.jp